

1 茨木市における学童保育事業について

①学童保育事業の内容について

・実施場所

小学校内の学童保育室（余裕教室17、プレハブ教室13）

・対象

市内に住所を有し、授業の終了後から午後5時頃まで保護者が就労等により家庭に不在の状態が月間15日以上、かつ3か月以上継続している小学1年生から3年生（ただし、3年生から継続して入室している支援学級または特別支援学校に在籍する児童は6年生まで）

・開室日及び開室時間

平日：授業終了後から午後5時

学校休業日：午前8時15分から午後5時（日曜、祝日、12月29日～1月3日除く）

延長利用：午後7時まで（保護者等の迎えが必要）

・学童保育利用料

利用料：（月～金）月額5,000円（月～土）月額6,000円

延長利用料：（月～金）月額3,000円（月～土）月額3,600円

※条件により減額制度あり

②経過について

昭和42年～

留守家庭児童会事業開始（教育委員会青少年課が所管）

平成9年

児童福祉法の一部改正により放課後児童健全育成事業として法制化

平成20年4月

延長利用時間を午後6時までに拡充

平成22年4月

教育委員会生涯学習部青少年課から市長部局こども育成部学童保育課へ所管替え

学校休業日の開室時間を午前9時から午前8時15分に拡充

夏期休業中（8月13～16日）及び冬期休業中（1月4～7日）の休業日を廃止

平成26年9月

「茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び

「茨木市学童保育室条例」を制定

平成27年4月

延長利用時間を午後6時から午後7時に拡充

③学童保育室整備について

平成5年度～

プレハブから余裕教室へ移転

平成23年4月

全学童保育室におけるエアコンの設置完了

平成27年4月

1教室の児童数をおおむね40人以下とするための分割整備を実施（平成29年度までの3か年計画）

④職員体制について

昭和42年～

非常勤嘱託員及び臨時職員を学童保育指導員として採用

平成22年4月

任期付短時間勤務職員を学童保育指導員として採用

学童保育指導員の研修の充実

保育士等による学童保育室の巡回

2 学童保育集団規模の適正化（教室の分割）について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）及び茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、1つの支援の単位を構成する児童数をおおむね40人以下とすることから、平成27年度から3か年の計画で、児童の集団規模の適正化を図るため、教室の分割による施設整備を実施している。

年度	整備前の教室数	整備した教室数 (学童保育室数)	整備後の教室数
平成27年度 (平成26年度整備)	32	13 (7)	45
平成28年度 (平成27年度整備)	45	7 (7)	52
平成29年度 (平成28年度整備)	52	9 (9)	61

※平成28年度及び29年度は予定